

## アンティグア・バーブーダの入国規制措置（5月29日更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 6月1日から入国制限を解除し、V. C. バード国際空港での国際便の受入れを再開する。
- 2 渡航者は、入国に際しマスクを着用しなければならず、健康申告書の記載、スクリーニング及び検温が空港到着時に課される。また、同滞在中は、公共の場所では常時マスクを着用しなければならない。
- 3 渡航者は、48時間以内に発行された新型コロナウイルス検査陰性証明書を提示することが出来、同陰性証明書を所持してない者は、宿泊施設にて自己隔離を行うことを条件に入国が許可される。また、同陰性証明書がない者は、同国内で承認された検査を自己負担で受けることが出来、到着後48時間以内に陰性が証明されれば、自己隔離措置が終了となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：アンティグア・バーブーダ保健省

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。